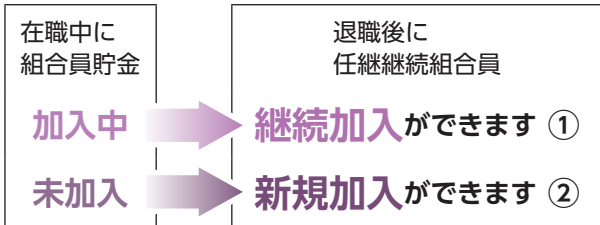


任意継続
組合員の方も

年利1.2%!!
〈貯金限度額なし〉

「組合員貯金(※)」
に加入できます!



退職予定のみなさん!
任意継続組合員になる際
は、組合員貯金のご加入
をお勧めいたします!!



- 年利1.2%で断然有利です! 市中の金融機関と比べて高利率です!!
- 便利で確実です! 月2回の払戻しができます。

退職後においても貯金加入を希望される方は、必ず事前に所属所共済事務担当課へ申し出てくださいますようお願いいたします。

【任意継続組合員の組合員貯金加入方法 (参考)】

- ① **継続加入** 退職後20日以内に「任意継続組合員貯金加入申込書」を共済組合に提出してください。
在職中に組合員貯金に加入されていた方
- ② **新規加入** 加入しようとする月の前月27日までに「任意継続組合員貯金加入申込書」を共済組合に提出してください。
新規に組合員貯金に加入される方

※ 組合員貯金は、任意継続組合員の方も在職者の方と同様に加入することができます。

任意継続組合員の組合員貯金加入方法は、在職中に組合員貯金に加入しており、任意継続組合員になった後も引き続き組合員貯金に加入できる「継続加入」と在職中に組合員貯金に加入していなくても、任意継続組合員になってから組合員貯金に加入できる「新規加入」があります。

組合員貯金は、皆さんからお預かりしたお金を共済組合が一括して、安全かつ効率的に運用することで収益を得て、それを貯金加入者の皆さんに利息として還元しており、現在のところ年利1.2%の利率を維持しています。また、貯金の限度額は設けておりませんので、退職金を積立金として預け入れることもできます。

「組合員貯金」を解約される方はこちら

在職中に組合員貯金加入者が退職後に任意継続組合員にならない場合、又は、任意継続組合員になった後も引き続き組合員貯金に加入されない場合は、組合員貯金を解約していただくこととなりますので、必ず事前に所属所共済事務担当課へ申し出てくださいますようお願いいたします。

組合員貸付をご利用の方へ

「貸付未償還残高のある方」は、退職後直ちに「全額償還」してください!

退職したときは、貸付未償還金(※)を全額償還していただくこととなります。また、引き続き特別職になる場合や再任用される場合であっても、退職金の支給を受けたときは貸付未償還金を全額償還していただけます。

全額償還には、次の方法があります。

- ① 退職金の支給額から控除して償還する。
- ② 退職日までに銀行等からの振り込みにより償還する。

償還の際には、所属所共済事務担当課まで早めに連絡していただき、金額等をご確認ください。

※償還金の本組合へのご入金退職月の翌月以降になる場合は、1ヵ月単位で経過利息が加算されますのでご注意ください。